

岩手県告示第423号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局岩手山麓農業水利事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市門前寺
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年6月22日から令和3年2月26日まで
- 3 実施する公共測量の種類 2級基準点測量